令和８年第９回金沢市農業委員会総会

議　　事　　録

１　日　時　　令和８年９月２８日（月）午後３時～午後４時

２　場　所　　金沢市第二本庁舎２３０１会議室

３　議　件　　「令和８年第９回金沢市農業委員会総会議案書」のとおり

４　出席者　　別紙のとおり
（農業委員１９名、農地利用最適化推進委員９名、事務局３名）

５　議　事　　別紙のとおり

令和8年第9回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口　栄市	○
2	山下　　一	○
3	竹内　美子	○
4	髙村　雅一	○
5	虎本　直樹	○
6	山口　範子	○
7	二口　和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井　伸一	○
9	田辺　善郎	○
10	矢野　典子	○
11	上野　一也	○
12	山川　叔枝	○
13	元林　秀夫	○
14	中田　豊	○

	委員氏名	出欠
15	前川　薫	○
16	北本　久一	○
17	中野　雅代	○
18	川端　満	○
19	吉本　尚紀	○

出席　19名

欠席　　名

計　19名

農地利用最適化推進委員

	委 員 氏 名	出欠
1	木村　謙一	○
2	吉田　勝美	○
3	山岸　良一	○
4	堀越　一彦	○

	委 員 氏 名	出欠
5	梅木　薫	○
6	山村　哲夫	○
7	山崎　弘	○
8	菊知　　亮	○

	委 員 氏 名	出欠
9	鮒岡　亨	○

出席　9名

欠席　　名

計　9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	大井川事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	畑山係長

	氏名・役職

別紙

事務局長	定刻となりましたので、令和８年第９回金沢市農業委員会総会を開会いたします。 金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。 前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。
	（憲章の唱和）
事務局長	どうもありがとうございました。ご着席ください。 はじめに、井口会長よりご挨拶をお願いします。
会　長	（挨　拶）
事務局長	ありがとうございました。 では、これより農地部門の議案審議に入ります。 この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第４条の規定により、会長が務めることになっております。 会長よろしくお願いします。
会　長	それでは議事の方を進めてまいります。 本日の出席委員数は、ただいまのところ 19 名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。 また、推進委員の出席者は９名であります。 なお、本日の議事録署名委員には、田辺委員と、矢野委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。 農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われますがいかがでしょうか。
	（異議なしの声）

会　長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。
川端副会長	円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、お手元の議案書をご覧ください。 最初に、令和８年第８回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和８年第８回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告します。 農地法第３条許可申請９件については、８月 25 日付けで許可書を交付しております。 農地法第４条許可申請１件については、８月 25 日付けで知事あてに送付し、９月 18 日付で許可書を交付しております。 農地法第５条許可申請２件については、現時点で許可書は交付されておりません。このうち１件は、知事あて送付後、申請者都合により９月 17 日付けで許可申請の取下げがございました。 相続税の納税猶予に関する適格者証明願１件については、８月 25 日付けで証明書を交付しております。 非農地証明願１件については、８月 25 日付で証明書を交付しております。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、８月 25 日付けで金沢市長あて回答しております。 なお、当該計画の認可は、９月下旬の予定です。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）

川端副会長	質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 議案書は１ページから２ページです。 今回、金城地区から２件、辰巳地区、医王山地区、森本及び薬師谷地区、大徳地区、二塚地区から各１件、合計７件の申請がありました。 番号１及び番号２は泉野出町の案件で、経営規模の拡大のため、使用貸借権を設定するものです。 番号３は辰巳町、番号４は二俣町の案件で、いずれも経営規模の拡大ため、所有権を移転するものです。 番号５は、塚崎町及び月浦町の案件で、露地野菜の栽培を目的として新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。 番号６は、普正寺町の案件で、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。 番号７は、赤土町の案件で、生前贈与のため、所有権を移転するものです。 以上、７件で、面積は合計 5,829 ㎡です。いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号１及び番号２につきましては、借人に虎本委員となっている案件でございます。 このため虎本委員は、農業委員会法第 31 条第１項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席

	をお願いします。 （虎本委員　退席） この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号１及び番号２の借人に関しては、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。
	（異議なしの声）
川端副会長	異議なしと認め、議案第１号のうち、番号１及び番号２の借人に関しては、原案のとおりに許可することに決定いたします。 それではここで、虎本委員にご着席していただくこととします。 （虎本委員　着席） 次に、議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号１及び番号２の借人以外に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。
	（異議なしの声）
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第１号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。 次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請に対する

	意見決定について、ご説明いたします。 議案書は３ページです。地図と併せてご覧ください。 今回、川北地区から１件の申請がありました。 番号１は、松寺町の案件で、住宅敷地用地への転用申請です。 農地の区分は、上下水管が埋設されている幅員４ｍ以上の道路の沿道区域で 500ｍ以内に松寺こども園と木島病院があることから第３種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。 なお、現地はすでに住宅敷地として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。 以上　１件で、面積は 20 ㎡です。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、元林委員から調査結果をご報告願います。
元林委員	９月 17 日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。
川端副会長	ありがとうございました。 続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。
事務局	地区担当委員の山川委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。
川端副会長	それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。

	（異議なしの声）
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第２号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第３号　非農地証明願について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第３号　非農地証明願について、ご説明いたします。 議案書は４ページから６ページです。 今回、富樫地区から２件の申請がありました。 番号１及び２は、坪野町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。 以上、２件で、面積は 2,665.52 ㎡です。 ご審議の程、よろしくお願いします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第３号　非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第３号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。 次に、議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。 議案書は７ページから 21 ページです。

	本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第19条第３項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。 利用権設定について、川北地区、金浦地区、二塚地区から各１件の申出がありました。使用貸借権を設定する、契約期間が９年10か月の新規設定が１件、契約期間が10年の再設定が１件、賃借権を設定する、契約期間が９年４か月の新規設定が１件です。 以上３件で面積は合計297,857㎡です。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。
	（異議なしの声）
	ご異議なしと認め、議案第４号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第１号　農地法第４条第１項第７号及び報告第２号農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第１号及び第２号　農地法第４条第１項第７号及び第５条第１項第６号の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は22ページから28ページです。 届出件数は、第４条が４件で、面積は合計2,086㎡、第５

	条が 19 件で、面積は合計 8,619.68 ㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端副会長	質問がないようですので､次に報告第３号　農地法第 18 条第６項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第３号　農地法第 18 条第６項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 29 ページです。 届出件数は１件で、面積は 453 ㎡です。内容、解約理由については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 30 ページから 32 ページです。 届出件数は６件で、面積は合計 7,371.30 ㎡、取得事由はいずれも相続で、番号５のみあっせんの希望がありました。 現在、所有者に対し希望内容を確認中です。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
川端副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。

	慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会　長	川端副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	（資料に基づき、内容説明）
会　長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
会　長	それでは最後に、９月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	（各委員から報告）
会　長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	（質問なし）
会　長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、どうもありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶を お願いいたします。
二口副会長	（副会長挨拶）
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦労様でございました。 以上で、散会といたします。